

11月は児童虐待防止推進月間です!!

～守るのは、気づいたあなたの その勇気～

○児童虐待相談対応件数の推移

児童虐待相談対応件数は、栃木県・全国とともに年々増加しており、特に平成22年度においては、大阪府でおきた痛ましい幼児虐待事件をきっかけに相談対応件数が急増しています。

「」のことは、子どもや家族を取り囲む子育て環境が変化してきたことが一因といわれており、核家族化が進んできたことや、近隣や親族との付き合いが希薄化し、家族が孤立した育児を行っていることが要因としてあげられます。

○虐待の種類別件数 (栃木県児童相談所)

平成21年度の状況を見ると、身体的虐待が約37%と一番多く、次いでネグレクト(保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為)が約33%、心理的虐待が約28%となっています。傷あざや怪我等の身体的虐待は、見た目で分かりやすく、発見されやすい状況にあります。心理的虐待、ネグレクトも多くなっています。

「いつも叱りつけの声や泣き声が聞こえる」「夜遅くまで遊んでいて、家に帰ったがらない」「衣類が不潔で、季節に合った服装をしていない」なども虐待に含まれるのです。

○地域に暮らす皆さまへ

虐待などの家庭にも起つことがあります。相談・通告は、支援の第一歩につながる重要なことであります。匿名の相談は可能であり、通告者のプライバシーも保護されますので、地域で気にならぬお子さんがいた場合は、迷わずに下記までご相談ください。

また、子育て中の方が近所でいた場合は、声かけや子育ての相談などをどうぞお願ひします。自分から支援の手を出せない方が大勢います。みなさんの温かい見守りが、虐待の予防につながっています。

子どもを虐待から守るために5か条

1. 「おかしく」と感じたら迷わず連絡
(通告は義務・権利)
2. 「こつけのつもり…」は言い訳
(子どもの立場で判断)
3. ひとりで抱え込まない
(あなたにできることから即実行)
4. 親の立場より子どもの立場
(子どもの命が最優先)
5. 虐待はあなたの周りでも起つります
(特別なことではない)

○町での取組みについて

児童福祉法の改正により平成17年4月から、『児童相談業務』が児童相談所から市町村に移行され、住民により身近な市町村が児童相談の窓口となりました。それに伴い、町では平成18年に「要保護児童対策地域協議会」を設置し、子どもに関わる関係機関が連携し、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応に努めています。

また、妊娠・出産・子育てに関する相談や各種サービスを行っています。相談者の秘密は守られます。どんな相談でも受け付けていますので、どうぞ安心して気軽に相談ください。

〈児童虐待相談窓口〉

機関名	電話番号	対応時間帯
上三川町福祉課	TEL(56)9137	平日午前8時30分～午後5時15分
中央児童相談所	TEL028(665)7830	平日午前8時30分～午後5時15分
児童虐待緊急ダイヤル	TEL028(665)3677	平日夜間、休日昼間・夜間
児童相談所全国共通ダイヤル	TEL0570(064)000	
県南健康福祉センター福祉指導課 (下都賀福祉事務所)	TEL0285(21)2294	平日午前8時30分～午後5時15分

〈子育て相談窓口〉

機関名	電話番号	対応時間帯
上三川町健康課母子健康係	TEL(56)9132	平日午前8時30分～午後5時15分

予防接種費用の助成をいたします！

流行に備え、かかつたときの重症化を防ぐために大切です。

平成21年に発生・流行しました新型インフルエンザ（H1N1）は、平成23年4月1日から通常の季節性インフルエンザとして、取り扱うことになりました。

しかし、新たな「新型」に備えて、一人ひとりのインフルエンザ対策は変わらず徹底していく必要があります。

町では65歳以上の方に予防接種費用のうち1回に限り費用の助成をいたします。下表を参考にかかりつけ医と相談の上、接種してください。

▼問い合わせ先
健康課 母子健康係
☎ 569132

対象者	65歳以上の高齢者	60歳～64歳の特定の障がい者
費用	1回のみ自己負担 1,000円	1回のみ自己負担 1,000円
助成方法	保険証を持参し医療機関で接種（町への手続きは必要ありません）	<ul style="list-style-type: none"> ●対象者には個人通知をしています。 ●通知を持って健康課の窓口にお越しください。 ●受診券を交付しますので、受診券を持参し医療機関で接種してください。
助成期間	平成23年10月1日（土）～平成24年2月29日（水）	
接種できる医療機関	町内、小山市、下野市、野木町、宇都宮市の医療機関 (事情により上記以外の医療機関希望の方は問い合わせ先へご相談ください。)	

子ども手当認定請求について

平成23年10月から子ども手当制度が変わったことにより、10月以降も引き続き手当を受給するためには、要件に該当する全ての方について認定請求の手続きが必要です。なお、公務員の方については、勤務先でお手続きください。

●9月まで子ども手当を受給していた方

10月末に認定請求書を郵送しております。平成24年3月末日までに提出をすれば、10月分からの手当を受給することができますが、平成24年2月の支給を受けるためには、11月中に認定請求書を提出してください。

●10月以降に転入された方やお子さんが生まれた方

手当は申請した月の翌月分からの支給となりますので、転入や出生の翌日から15日以内に認定請求してください。

▼問い合わせ先＝福祉課 児童福祉係

☎ 569130

児童扶養手当制度のお知らせ

父母の離婚や死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童や、父又は母が重度の障がいの状態にある児童について、心身ともに健やかに育成されることを目的として、父母等に支給されるものです。

▼手当の額

○児童1人の場合

全部支給…月額41,550円
一部支給…月額9,810円～41,540円
(所得に応じて変わります)

○児童2人目…月額5,000円が加算されます。
○児童3人目以降…1人につき3,000円が加算されます。

▼問い合わせ先＝福祉課 児童福祉係
☎ 569130